農林業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱概要

１　目的

災害により被災した農林業共同利用施設復旧に要する経費を補助する。

２　対象となる施設の所有者

法人格を有しない団体であって、以下①②に該当（任意組合）

①その団体の構成員の農林業生産についての協業を図ることにより、その共同の利益を増進することを目的としていること。

②農林業を営む五人以上の個人が主たる構成員であり、かつ、その共同利用施設が前号の目的に照らして適正に運用されていること。

３　対象となる施設

農林産物倉庫、農林産物処理加工施設、共同作業場等の共同利用施設等

（ただし、法定耐用年数の 1.4 倍を経過していない施設に限る）

４　採択基準及び補助率

予算の範囲内で知事が定める率

５　補助対象額

被災施設の復旧費を経過原価方式により算出した額

（ただし、当該施設の再取得に要する費用の 20%を下限とする）